

# 障害者雇用推進資金のご案内

千葉県では、障害のある人の雇用について、法定雇用率が引き上げられるなど、就労機会の拡大が求められていることから、県内中小企業の雇用の取り組みを資金面で支援するため、県制度融資に新たに「障害者雇用推進資金」を創設しました。

## 県制度融資とは・・・

県制度融資は県内の中小企業の皆様に、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達して頂くために、県、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、金融機関、千葉県信用保証協会の連携と協力のもとで行われている融資制度です。

## 融資の概要

- (1) 対象者 県で実施している「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」の認定を受けている方
- (2) 融資限度額 3,000 万円
- (3) 金利 1.1%～1.7%（融資期間による）
- (4) 融資期間 設備資金 10 年以内、運転資金 7 年以内
- (5) その他 資金を利用する際は、事前に県産業人材課に対し事業所の状況報告書（様式第 6 号）を提出し、確認を受ける必要があります。  
県から発行される確認通知書を融資希望金融機関に提出してください。
- (6) 様式等はホームページからダウンロードできます。

<笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/shougai/friendly/index.html>

**フレンドリーオフィス**

**検索**

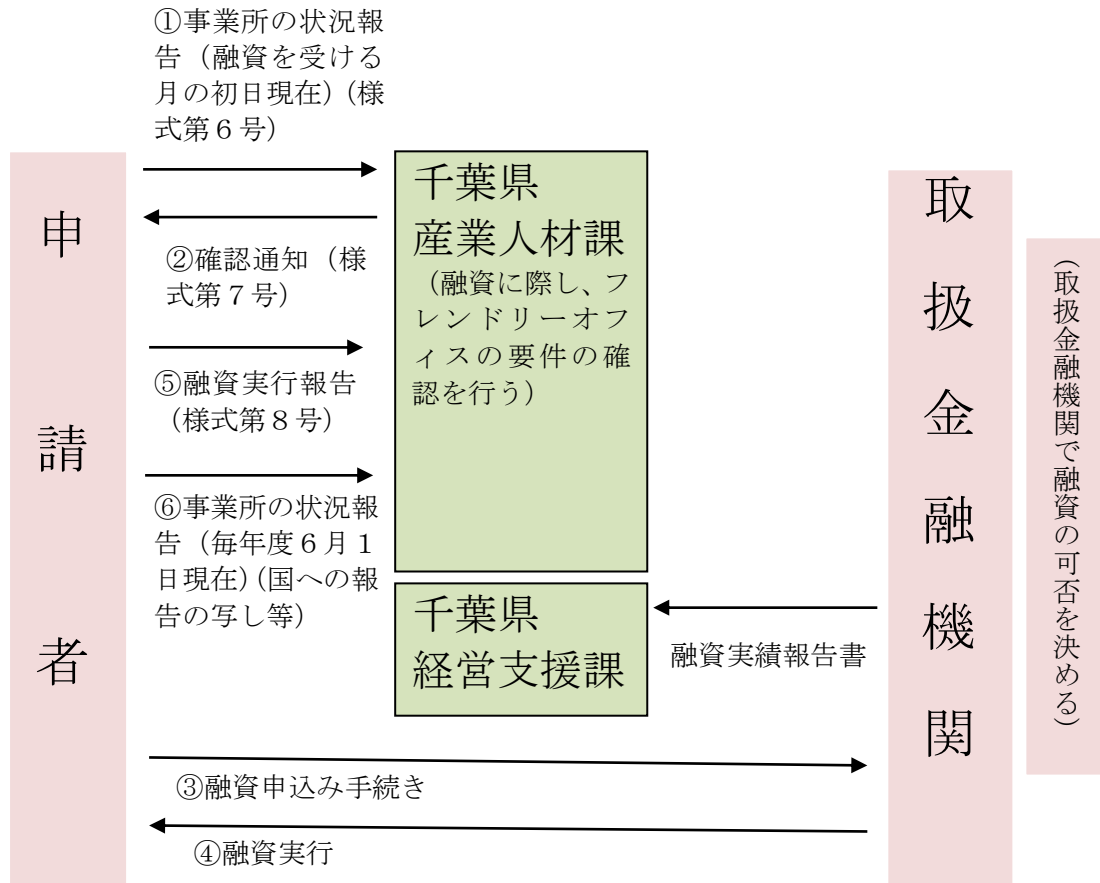
<県制度融資（障害者雇用推進資金）>

<http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/chuushou-yuushi/yuushiseido/chuushou/syougai.html>

**障害者雇用推進資金**

**検索**

## 融資の手続きについて



- ※ 融資を希望される方は、県庁産業人材課へ事業所の状況報告を行う前に、取扱金融機関に融資の相談をしてください。
- ※ ①の状況報告書に、身体障害者手帳の写し、療育手帳等の写し及び精神障害者保健福祉手帳の写し並びに労働者名簿等の写し等、数字の根拠となるものを添付してください。
- ※ ②の県の確認通知書は融資をお約束するものではありません。
- ※ 融資を受ける間、毎年度6月1日現在の状況を県産業人材課に報告していただきます。

### <お問い合わせ先>

フレンドリーオフィスの内容・・・千葉県商工労働部産業人材課障害者就労支援班  
(TEL 043-223-2756)

融資の申込み先・・・最寄りの取扱金融機関、商工会議所、商工会、  
中小企業団体中央会まで

県制度融資の内容・・・千葉県商工労働部経営支援課金融支援室  
(TEL 043-223-2707)